

# 調査事業所のみなさまへ

統計で わかるわが町 わが社会

# 毎月勤労

統計調査

## 毎月勤労統計調査とは？

厚生労働省が都道府県をとおして実施するこの調査は、労働者の賃金、労働時間、雇用について毎月の変化を明らかにするものです。

調査の対象は農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務、一般公務を除く事業所です。常用労働者（パートを含む）を5人以上雇用されている事業所については毎月、1～4人の事業所については年に一度調べています。

————— 毎勤はいろいろ役立っています —————

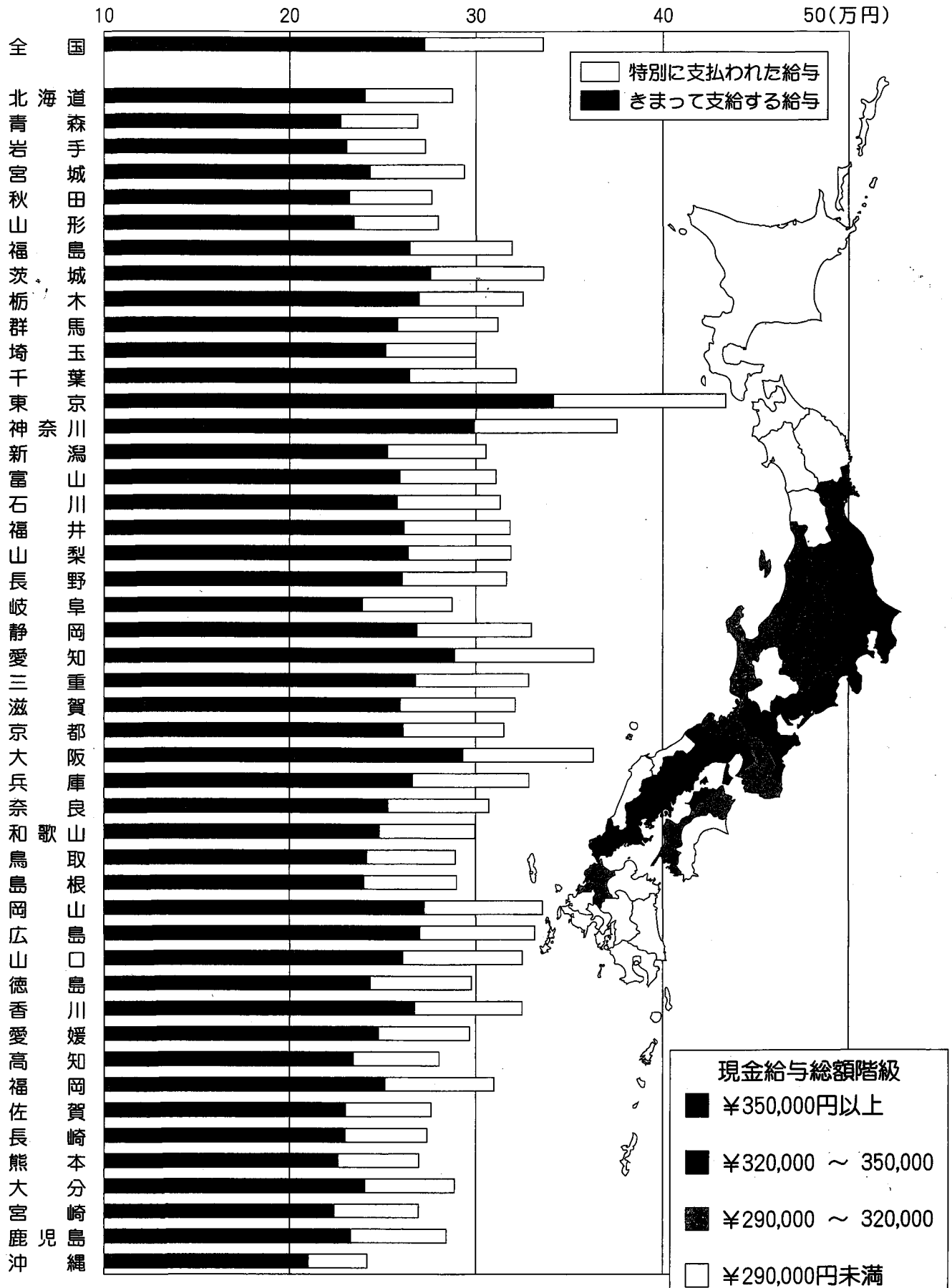
- ★ 内閣府の「月例経済報告」（閣議報告）や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断資料
- ★ 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定で使用
- ★ 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
- ★ 政府の各種審議会の資料（労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等）、公共料金の改定の資料
- ★ 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料

**調査の重要性を御理解頂き、御協力くださいますようお願いいたします。**

- ☆ 毎勤では、インターネット（毎勤オンラインシステム <https://www2.mls.go.jp>）を利用して事業所から直接厚生労働省へ調査票データを送信することも可能ですので、是非ご利用ください。

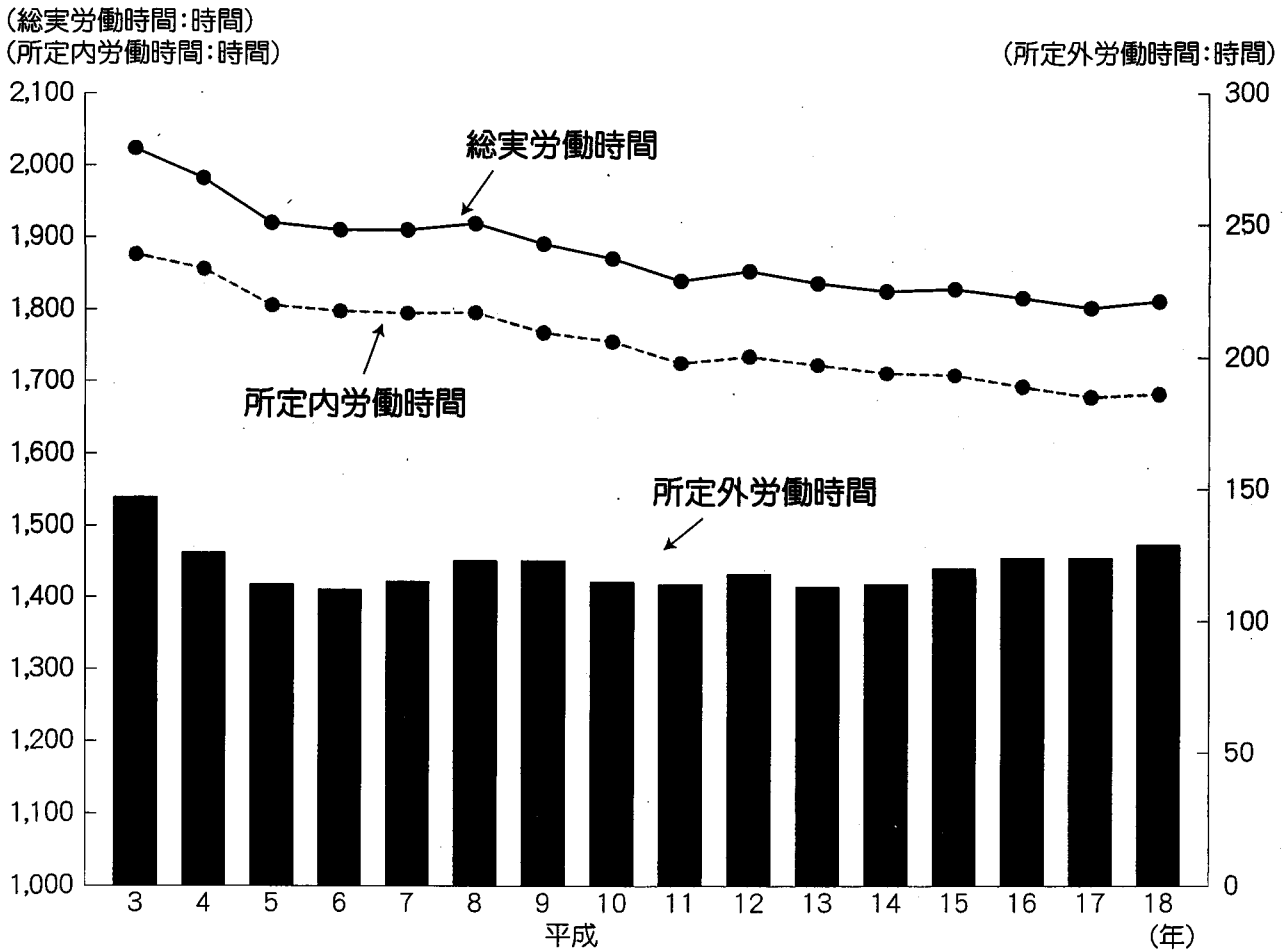
—都道府県別常用労働者 1 人平均月間現金給与総額—

平成 18 年 平均



現金給与総額 = きまって支給する給与 + 特別に支払われた給与

－労働者 1 人平均年間総実労働時間の推移 (事業所規模 5 人以上)－



毎勤Q&A

Q 所定内労働時間と所定外労働時間の区別が不明確である場合、調査票にはどう記入したらよいのですか。

A 把握した実労働時間から、事業所において定められている所定労働時間を引いた残りを、所定外労働時間とします。

Q 超過労働給与は、翌月に計算して支給しています。そのため、所定外労働時間は今月分ですが、超過労働給与は前月分を記入しています。今月の所定外労働時間が0時間でも前月分の超過労働給与の支給がある場合、調査票にはどう記入したらよいのですか。

A 所定外労働時間は今月分、超過労働給与は前月分を記入し、備考欄に「超過給与は前月分を支給」と記入してください。

## 残業代0.2%減

### 7月、5年ぶりマイナス

#### 現金給与総額も1.9%減

厚生労働省が三日発表した七月の毎月勤労統計調査（速報、従業員五人以上）

以上ですべての給与を合わせた現金給与総額は前年同月比一・九%減の三十八万六千四百四十六円で八カ月連続の減少となった。残業代を指す所定外給与が〇・二%減の一万九千三百五十五円で六十カ月ぶりに減少に転じた。

総実労働時間は〇・一%減の百五十三・五時間で、うち残業を示す所定外労働時間は〇・一%減の十・八時間と二十八カ月ぶりに減少した。なかでも製造業の残業時間は二・四%減の十六・三時間と大幅に減少した。残業時間減は、景気減速を示している可能性があるが、七月には新潟県中越沖地震で操業を停止した自動車工場などが多かった。厚労省は「詳細に分析したい」（統計情報部）としている。

現金給与総額のうち基本給を示す所定内給与は〇・二%減の二十四万九千九百七十七円。賞与を示す「特別に支払われた給与」も五・八%減の一万七千五百五十四円と大幅に減った。給与が増えない基調は変わっていない。

常用労働者数は一・六%増の四千四百四十八万人。

平成19年9月3日(月)日本経済新聞

毎月の給与、労働時間、労働者数を調査しています

# 毎月勤労統計調査

厚生労働省が実施する重要な調査です。

調査結果は経済指標の一つとして、また、社会保障制度を検討する際の基礎資料として使われています。

インターネットでも簡単に調査票の提出ができます！



毎(まい)と勤(きん)の約束

- 調査で知り得た情報についての秘匿は必ず守ります。
- 調査によって集められた情報は、統計を作成する以外には使用されません。

事業所の皆様、調査にご協力ください。

厚生労働省・都道府県  
<http://www.mhlw.go.jp/>

### その他メディアにも登場！

NHKニュース

共同通信、時事通信等

産経新聞、読売新聞、毎日新聞等



### お問い合わせ先

長崎県長崎市江戸町2番13号  
長崎県県民生活部統計課  
095-824-1111  
商工勤労統計班(内線)2226

厚生労働省大臣官房 統計情報部 (雇用統計課)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話03-5253-1111 (内線7605~7607, 7609, 7610)

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ「統計調査結果」の「最近公表の統計資料」にも掲載されています。(http://www.mhlw.go.jp/)